



おおとり

令和6年5月17日（金）

千曲市立埴生中学校

学校だより No. 2

埴生小学校の先生方に授業参観をしていただきました

埴生小学校と埴生中学校が連携し、埴生地区の子どもたちの健やかな成長を図っていく取り組みの一つとして、5月15日（水）に、小学校の先生方に、中学校の全学級の授業参観をしていただきました。秋には、中学校の職員が、小学校の授業参観をする予定です。お互いの子どもたちの様子を知ること、小中9年間を見通した指導や、子どもたちに寄り添った支援の充実を目指しています。授業を見ていただいた中学生たちは、懐かしい先生の顔を見ることができ、喜びながらも、成長した姿を見てもらおうとしっかりと学習に取り組む様子がありました。



授業参観の様子

3年生 奈良・京都への修学旅行



修学旅行3日目 クラス別見学（着物姿で散策）

4月19日（金）～21日（日）の2泊3日の日程で、3年生が奈良・京都方面への修学旅行を実施しました。1日目は、早朝6:15に学校に集合し、バスにて奈良方面へと向かいました。奈良では、興福寺、東大寺（奈良公園）、法隆寺などの見学を行いました。2日目は、京都市内を中心にグループごとにバスや電車などの公共交通機関を使っての見学、3日目は、クラスごとに京都市内や琵琶湖周辺を見学し、帰路につきました。3日間の修学旅行で、仲間との楽しい思い出をつくり、多くのことを学ぶことができました。中学校生活最後の1年間を、今回の修学旅行で学んだことを生かし、より充実したものに

て行ってほしいと思います。

音楽鑑賞教室（あんずホール）

今年度の更埴地区小中学校音楽鑑賞教室が、各校の体育館や「信州の幸（めぐみ）あんずホール」で開催されました。埴生中では、音響設備が整ったあんずホールが近いので、5月16日に徒歩であんずホールに向かいました。演奏をしていただいたのは、東京室内管弦楽団の弦楽器を担当しているみなさんと、ソプラノ歌手の遠藤采（さい）さんです。クラシック音楽を中心に弦楽器の美しい音色の演奏や楽器の紹介、オペラの楽曲の演奏などがありました。プロのみなさんのすばらしい演奏を直接聞くことができた貴重な機会となりました。



オペラの楽曲の演奏

授業参観・部活動参観ありがとうございました



PTA 総会（4/26）の様子

4月26日（金）の授業参観、本日の5月17日（金）の授業・部活動参観には、ご多用の中、大勢のみなさまにご来校いただき、ありがとうございました。学校での子どもたちの様子はいかがだったでしょうか。参観を通して、子どもたちの成長を感じていただくことができれば幸いです。今後の授業改善や学校運営の参考にさせていただきたいと思っておりますので、Google フォームでの授業参観アンケートへのご協力をよろしくお願い申し上げます。本日の授業・部活動参観のアンケートは5月21日（火）までとなっております。右のQRコードからお答えいただけますので、まだの方はご利用ください。



授業参観アンケート

資源回収へのご協力をお願いします 5/28~6/9

回収物：新聞紙・チラシ・雑誌・段ボール・牛乳パック・アルミ缶
正面玄関前のコンテナまでお持ちください

昨年度より、PTA 資源回収を期間内に各ご家庭よりお持ちいただく方法に変更しております。学校に来ていただいた際に、少しでも結構ですの資源回収へのご協力をお願いいたします。なお、資源回収の収益につきましては、来年度実施予定の埴生中学校創立70周年記念事業や教育環境の整備等に使用させていただきます。

子ども達が安心して学校生活を送るために

過去、県内の学校で教員による生徒に対するわいせつ行為が発生したことを受け、このようなことがないように、本校では独自のルールを設定しておりますので、お知らせします。また、学校生活の悩み等に関する相談窓口も紹介いたしますので、ご確認ください。

- (1) 生徒との相談等では、基本は複数で相談に応じる。教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。やむを得ない場合は、校長・教頭等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から見えるようにする。ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や職員室等での保管をする。
- (3) 生徒との私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理の状況や指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口（校長室・保健室）又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。



各種相談窓口

文責：溝口俊一（教頭）